

岡崎市監査委員公告第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき、岡崎市長から措置を講じた旨の通知があったので、同項及び岡崎市監査基準第21条第1項の規定によりその内容を公表する。

令和5年1月30日

岡崎市監査委員	岡	島	讓
同	長	谷川	龍 伸
同	中	根	武 彦
同	井	町	圭 孝

措置の通知書 (福祉部 地域福祉課)

令和4年3月29日から

監査期間

岡崎市監査委員公告第16号関係分

令和4年11月28日まで

監査結果	措置状況
<p>生活保護法第63条返還金及び第78条徴収金の延滞金に係る手続きにおいて、次のとおり不備な点が見受けられたため、税外収入の延滞金に関する条例等に準拠した適正な処理をされたい。</p> <p>(1) 延滞金を減免とする決裁について、同条例第5条に規定されたやむを得ない事情を記載していなかった。</p> <p>生活保護法に基づく立入調査票の交付事務について、他課の交付した証票が誤って返還されている事例が見受けられたため、適正な管理方法を検討されたい。</p>	<p>(1) 令和4年12月5日付以降起案の、延滞を減免とする決裁においては、税外収入の延滞金等に関する条例第5条に規定された、やむを得ない事情を記載するようにした。</p> <p>立入調査票の所持確認表を作成し、所持の確認を定期的に行うよう改善した。確認表には返還年月日欄も作成し、異動時に返還の有無を確認するほか、誤って他課が交付した調査票が返却されないよう当課交付の調査票様式を添付した。</p>